

## 仕様書

### 1 件名

スポーツツーリズムプロモーション映像制作業務委託

### 2 目的

名古屋スポーツコミッションを設置することで、スポーツ振興のみならず、地域課題の解決や交流人口の増加さらには都市イメージの向上を目指しており、事業の柱であるスポーツツーリズムを推進するためプロモーション映像を制作・発信するもの。

### 3 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで。

### 4 制作映像

名古屋市域のスポーツと旅行をテーマに、名古屋市のシティプロモーションや観光客の増加、来訪意欲の向上につながる映像を制作すること。映像の規格は、フルハイビジョン相当の16:9とする。

#### (1) 内容

ア 名古屋市スポーツ戦略に掲げられている、名古屋市のスポーツ施策の方針及び名古屋スポーツコミッションの機能・事業を把握したうえで企画を立案、提案すること。

イ 映像テーマは、スポーツ庁及び名古屋市が推進する、武道ツーリズムを含むものとする。

ウ 取材先の選定及び調整は委託者及び名古屋市スポーツ戦略室と協議すること。

#### (2) 映像尺

制作映像については、映像尺の異なる以下のバージョンを制作すること

ア ロングバージョン (120 秒)

イ スタンダードバージョン (30 秒)

ウ ショートバージョン (15 秒)

#### (3) 放映媒体

制作映像については、以下の媒体での放映を想定している。想定している

媒体に合わせ、各映像尺バージョンを最適な画質・ファイルサイズに調整し提出すること。

ア 動画配信サービス放映用

YouTube 等の動画配信サービスのコンテンツ・広告として使用できるものとする

イ 高画質放映用

映画館での放映やテレビ放映に使用することが出来る画質、規格とすること

ウ デジタルサイネージ用

音声出力装置が備えられていない、デジタルサイネージにおいて再生した場合でも意図が伝わるものとする

#### (4) 静止画・テキスト

制作映像については、動画配信サービスのコンテンツとするとともに、WEB サイトや紙媒体での使用を予定している。ページ・紙面の閲覧によっても内容を閲覧者へ伝えることが出来る構成を検討し、映像内容を WEB ページ等へ反映できるよう必要な情報を整理すること。

ア 映像内容を想起させる、静止画データについて、10 枚程度備えること

イ 映像を構成する内容をテキストデータとして備えること

ウ 別に委託する WEB サイト制作を行う事業者等と連絡調整を密に行い、ページ制作に協力すること

#### (5) 制作条件

ア 受託者は、契約後速やかに委託者へヒアリングを行い、映像の構成（絵コンテ等）、音楽・脚本等の資料を提出し、確認・指示を受けたのち映像内容を決定すること。また、業務着手から完了までの業務計画表を提出し了解を得ること。

イ 映像にはスポーツコミッションロゴマークを使用すること。他の素材や情報については、名古屋市の関係部署、関係団体への取材を受託者が行うとともに、使用の際に必要な許諾を受けること。

ウ 作成にあたっては、名古屋スポーツコミッションに加盟するスポーツチーム等に配慮すること。

エ 制作に使用する音源・映像等は新たに制作するもの又は著作権フリーのものを使用すること。

オ 撮影した映像は、仮編集時及び完成時に試写を実施し、内容の確認を得ること。試写において修正の指示をした場合は速やかに対応すること。

## (6) 成果物

- ア 受託者は、制作映像、静止画、テキストデータ、絵コンテ、脚本等について、委託者の指示に従い適切なファイル形式、ファイルサイズとなるよう調整し納品すること。
- イ 制作映像については、DVD に格納して納品すること。納入する DVD はディスク表面にレーベル表示を施し、1 枚ごとに個別のケースに封入すること。また、ケースにはジャケットをカラー印刷しておくこと。
- ウ 成果物の著作権は委託者に帰属するものとする。

## (7) 納期限

映像については、制作し次第、順次納品すること。ただし、(2)アで示すロングバージョンについては、令和4年1月31日までに納品すること。

## 5 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、委託者と密な連絡調整を行うとともに、本仕様書に定めのない事項については、速やかに委託者と協議の上、その指示に従うこと。また、業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合にあっては同様とする。
- (2) 本業務の履行にあたっては、名古屋スポーツコミッション財務規程、契約書及び本仕様書等を遵守し、指揮管理を徹底して、委託者に損害を生じせしめないよう留意すること。
- (3) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、業務の履行に関して、社会通念上、市民から信用を失墜するような行為を行ってはならない。
- (5) 受託者は、この契約の事務を処理するにあたり、「情報取扱注意項目」、「妨害又は不当要求に対する届出義務に関する特記事項」、「障害者差別解消に関する特記仕様書」、「談合その他の不正行為に係る特約条項」を遵守しなければならない。

## 情報取扱注意項目

### (基本事項)

第 1 この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (関係法令等の遵守)

第 2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

### (適正管理)

第 3 乙は、本件業務に関して知り得た委託者（以下「甲」という。）から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき甲に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (機密情報の取扱いに関する特則)

第 4 乙は、本件業務を処理するために、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第 1項第 1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

### (再委託の禁止又は制限等)

第 6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 乙は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りではない。

### (複写及び複製の禁止)

第 7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

#### (情報の返却及び処分)

第8 乙は、取得情報が記録された資料のうち甲から取得したものを保有する必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、前項に規定する場合を除き、取得情報を保有する必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

#### (情報の授受)

第9 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

#### (報告等)

第10 乙は、甲が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

#### (従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

#### (契約解除及び損害賠償等)

第12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

#### (電子情報の消去に関する特則)

第13 乙は、甲が所有する記録媒体の廃棄又は賃借している記録媒体の返却に当たり、本件業務により当該記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法によらなければならない。

## 障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

- 第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

## 妨害又は不当要求に対する届出義務に関する特記事項

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

## 談合その他の不正行為に係る特約条項

### (談合その他の不正行為に係る解除権)

**第1条** 委託者は、受託者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
  - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
  - (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、委託者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）（以下「契約規則」という。）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

### (談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

**第2条** 受託者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、契約を解除するか否かにかかわらず、受託者は、請負代金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、請負代金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など金銭的損害が生じない行為として、受託者がこれを証明し、そのことを委託者が認めるとき。
  - (2) 前条第1項第2号のうち、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、受託者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であつ

た者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、受託者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。